

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 6 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第63号

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則（平成13年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(知事への申出の方法)</u></p> <p><u>第2条 条例第18条第1項前段の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 申出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに電話番号</u></p> <p><u>(2) 申出の趣旨及び理由</u></p> <p><u>(3) 他の機関等への相談等の状況</u></p> <p><u>(4) 申出の年月日</u></p> <p><u>2 条例第18条第1項後段の規定により氏名、住所等を明らかにしないで行う申出は、氏名、住所等を明らかにし難い理由を付し、前項第2号から第4号までに掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、当該書面の提出ができない特別の理由があるときは、口頭により申出を</u></p>	<p><u>(推進員の任命)</u></p> <p><u>第2条 条例第25条第2項に規定する鳥取県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）の任命は、人格が高潔で男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者の中から行うものとする。</u></p>

行うことができる。この場合において、鳥取県男女共同参画センターの職員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(鳥取県男女共同参画推進員への申出の方法)

第3条 条例第19条第1項前段及び第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

(1)～(4) 略

2 条例第19条第1項後段の規定により氏名、住所等を明らかにしないで行う申出は、氏名、住所等を明らかにし難い理由を付し、前項第2号から第4号までに掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該書面の提出ができない特別の理由があるときは、口頭により申出を行うことができる。この場合において、鳥取県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）又は鳥取県男女共同参画センターの職員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(推進員の任命)

第4条 条例第25条第2項に規定する推進員の任命は、人格が高潔で男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者の中から行うものとする。

(身分証明書)

第5条 略

(委任)

第6条 略

別記様式（第5条関係）

(表)

略

(裏)

鳥取県男女共同参画推進条例（抜粋）

略

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則（抜粋）

(身分証明書)

第5条 条例第28条第1項に規定する職務を行う

(申出の方法)

第3条 条例第19条の規定による申出（以下「申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うものとする。ただし、当該申出書の提出ができない特別の理由があるときは、口頭により申出を行うことができる。

(1)～(4) 略

2 前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、推進員又は鳥取県男女共同参画推進員事務局の職員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(身分証明書)

第4条 略

(委任)

第5条 略

別記様式（第4条関係）

(表)

略

(裏)

鳥取県男女共同参画推進条例（抜粋）

略

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則（抜粋）

(身分証明書)

第4条 条例第28条第1項に規定する職務を行う

推進員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

推進員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。